

矯正施設等における情報ネットワークシステム  
のバックアップセンター運用管理業務委託仕様書  
(案)

平成26年 月  
法務省矯正局

## 目 次

1	総則 .....	1
2	本システムの概要 .....	1
3	BCの概要 .....	3
4	業者に対する要求 .....	4
5	応札者の条件 .....	6
6	その他の指示等 .....	6
7	関連規格 .....	10
8	妥当性証明 .....	11
別紙1	(対象業務内容) .....	12
別紙2	(業務報告書) .....	19
別紙3	(業務従事者名簿) .....	20
別紙4	(機密保持に関する誓約書) .....	21

## 1 総則

### (1) 適用

本仕様書は、法務省矯正局（以下「当局」という。）が契約相手方（「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務における民間競争入札実施要項」の「民間事業者」をいう。以下同じ。）に委託して行わせる、矯正施設等における情報ネットワークシステム（以下「本システム」という。）のバックアップセンター（以下「BC」という。）における運用管理業務（以下「対象業務」という。）について適用する。

### (2) 契約期間

平成27年4月1日から平成27年12月31日まで

### (3) 作業場所

本仕様書で調達する対象業務を実施する作業場所は、以下のBCとする。

ア 東日本BC（川越少年刑務所内）

埼玉県川越市南大塚6-40-1

イ 西日本BC（大阪刑務所内）

大阪府堺市堺区田出井町6-1

## 2 本システムの概要

### (1) 現行システムの概要

ア 現行システムの概要

本システムは、名称を「矯正情報ネットワークシステム（コーネット）」というところ、矯正局、矯正管区、矯正研修所、矯正研修所支所、刑務所、少年刑務所、刑務支所、拘置所、拘置支所、少年院、少年院分院、少年鑑別所、少年鑑別分所及び婦人補導院（以下「矯正施設等」という。）の全国約300箇所の施設内LANをBCを中心として、広域ネットワーク（WAN）である法務省情報ネットワーク（以下「法務省NW」という。）で結ぶネットワークシステムである。

また、約300拠点を1ドメイン構成とし、原則として、インターネット等外部ネットワークへの接続を行わず、閉鎖型のWANを構築している（別添1「コーネット全体構成図」を参照のこと。）。

イ 法務省NWの概要

法務省NWとは、法務本省と所管各庁（法務局，地方法務局，最高検察庁，高等検察庁，地方検察庁，矯正施設等，地方更生保護委員会，保護観察所，地方入国管理局等，主に都道府県単位で地方拠点となる機関）及びその出先機関（支局，支部，出張所等）の一部を接続した広域ネットワークで，全国約1,000か所を結んでいる。

構成は，メタル回線及び光回線を基幹回線とし，各庁における回線容量は，おおむね1Mbps～30Mbpsとなっている（別添2「コーネット施設一覧」を参照のこと。）。

## （2）施設内LAN

施設内LANにおいては，サーバ／クライアント方式を採用しており，サーバのOSは，メインサーバとしてMicrosoft Windows Server 2003を使用している（詳細は，別添3「コーネット詳細構成図」を参照のこと。）。

また，メインサーバには，データベースサーバ（SQL Server ■■■）をインストールして稼働している。

矯正局指定の業務システムは，その開発時期により，稼動可能なOS環境に若干の違いがあり，それぞれ指定のサーバ，クライアントOS上で運用を行っている。

## （3）施設内LANで稼働中の業務システム

被收容者データ管理システムを始めとした矯正局が独自に開発した業務システムを運用しており，業務システムについては，別添4「業務システム一覧」に示す。

なお，その他にも，かるく出張（旅費計算システム）及び物品管理システムのパッケージソフトウェアも施設内LAN上で稼働しているが，別添4「業務システム一覧」に記載のないものは本対象業務外とする。

## （4）施設内LAN環境

矯正施設等には光ファイバーケーブル，メタルケーブルを使い1000BASE-T，100BASE-TX，10BASE-5等によりLANを構築している。

## （5）グループウェア

東西BCにグループウェアサーバを設置し，Microsoft Exchange Server ■■■にて運用を行っている。

東西BCのグループウェアサーバは、同期処理を行い、相互に冗長性を確保している。

#### (6) セキュリティ対策

ア ウイルス対策として、  
を使用し、管理を行っている。

パターンファイルは、  
を使用し、BCからリモートで矯正施設等のサーバへ配信後、ログオンスクリプトを使用して、各クライアントへ配信している。

ウイルス検出時は、施設側での対応内容及びBC側での対応内容を明確化し、初期対応が確実かつ迅速に行える体制を確保している。

イ セキュリティホール対策として  
を導入し、必要に応じて指定した各クライアントに対しセキュリティパッチプログラム等の配布及び適用が可能な体制を確保している。

ウ 情報漏えい対策として、クライアントをセキュリティワイヤーで固定した上で、情報漏えい防止ソフトウェア「  
」(矯正局カスタマイズ版)及び暗号化ソフトウェア「  
」(矯正局カスタマイズ版)を導入し、運用している。

なお、「  
」においては、東西BCに  
(ワンタイムパスワード発行用セキュリティトークン)を配備し、パスワードロックの解除、失念したパスワードの変更及び動作不良に伴うアンインストール等に対応可能な体制としている。

また、「  
」において取得した証跡を管理するためのサーバを導入し、証跡を自動収集、保存及び閲覧できる体制としている。

### 3 BCの概要

#### (1) BCの設置箇所

BCは、上記1(3)のとおり東日本及び西日本の2箇所に設置している。

#### (2) BCの目的

BCは、矯正施設等における本システムのデータを災害時に備えてバックアップするほか、矯正施設等からの本システムに関する問合せに対応するとともに、ウイルス感染時等有事の際に迅速な復旧を行うべく、東西2箇所に設置し

ているものである。

現在は、本システムの保守・管理業務を民間業者に委託し、専属の技術者を常駐させてネットワーク全体の監視・保守を行うことによって、安定した稼働を実現させている。

#### 4 業務に対する要求

本調達においては、当局が示すBCにおける本システムの対象業務を期間内において、当局に提供するものとする。

なお、BCが対象業務を行う矯正施設等については、別添2「コーネット施設一覧」を参照のこと。

##### (1) 本業務内容

本業務内容は次のとおりとする（詳細は、別紙1のとおり）。

- ア 業務システム用データベースの運用及び保守・管理業務
- イ グループウェア及びドメインコントローラの運用及び保守・管理業務
- ウ 参照サーバの運用及び保守・管理業務
- エ 本システムの監視及び保守・管理業務
- オ セキュリティ管理に係る業務
- カ ユーザ情報の管理業務
- キ 本システムに係る技術支援及び管理業務
- ク 本システムの改善提案業務
- ケ 本システムのセキュリティ対策に係る改善提案業務
- コ ライセンス管理システム運用に係るデータの収集及び分析
- サ 本調達の引継ぎ業務
- シ その他の業務

##### (2) 作業体制

ア 本業務を遂行するために、以下のとおり、システムエンジニアを常駐させ、対象業務を実施すること。

(ア) 東日本BC 2名

(イ) 西日本BC 2名

イ 本業務体制の適切な確立のため、高度な専門的知見を得ることができる体制を構築し、矯正施設等でシステム障害が発生した場合は、必要に応じて、

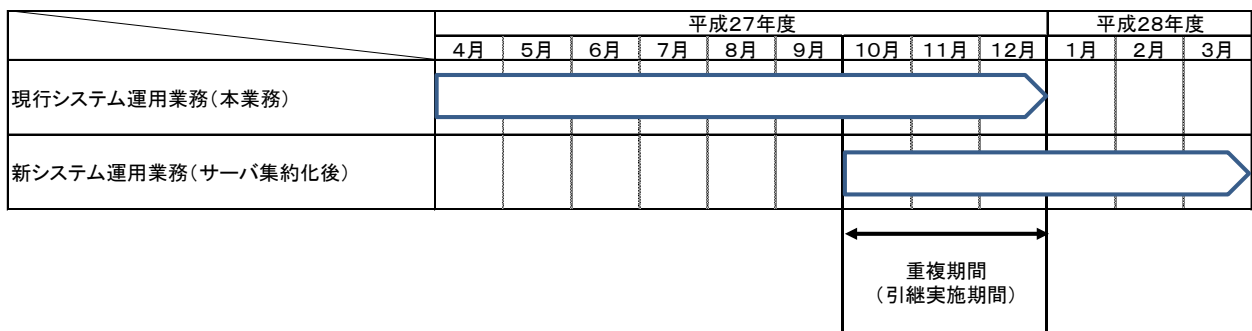
システム復旧作業及びシステム改善のため、当該施設等に赴いて情報収集・分析等を行うこと。

(3) 対象業務期間

本業務の対象期間は、平成27年4月1日から同年12月31日までとする。

なお、本業務の対象期間において、新システムの稼動を予定しており、新システムにおける運用管理業務期間は、平成27年10月1日からを予定している。

本業務と新システムの運用管理業務に係る重複期間については、業務引継のための期間とする。



(4) 業務時間

原則として、土曜日、日曜日及び休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。ただし、システム障害が発生し、緊急的な対応が必要と判断された場合、上記の日時以外の対応を実施すること。

なお、業務時間を変更する場合は、事前に当局と書面で協議を行うこと。

(5) 履行に関する要求

ア 契約履行に当たっては経済性を考慮すること。

イ 契約業者の担当者は、BCを設置している当該施設で発行する身分証を携行し、対象業務の要員であることを明確にすること。

ウ 契約業者は、対象業務を実施する作業場所、必要となる電気・通信設備及び備品・消耗品を無償で使用することができる。

エ 本システムに障害が発生した場合には、速やかに原因を究明し、復旧措置を講ずること。

なお、現行保守業者と連携する必要がある場合は、契約業者の責任と負担において、実施すること。

オ 本システム改善に関する提案書等の記述では、各機能の改善を個別に把握

でき、セキュリティ、データの保護、運用の容易性及び良好な操作性等について十分に考慮すること。

カ 対象業務履行に関し、不明又は疑問を生じた場合は、当局に申し入れ、その指示を受けるものとする。

キ 契約履行開始時には、前年度の当該業務を行った契約業者及び契約業者の応分の責任と負担により、円滑に業務内容の引継ぎを受け、当該業務を担当する要員に対し、BC及び矯正施設等のハードウェア、ソフトウェアの保守及び管理に関する教育を行うこと。

ク 平成27年10月1日から、新システムの運用開始に併せ、新システムに係る運用管理業務の契約も実施する予定である。

平成27年10月1日から同年12月31日までの間は、本調達業務と新システムへの引継ぎ期間であることから、当該期間においては、本調達の範囲内で新システム運用管理を受託する事業者が業務内容の引継ぎを実施すること。

なお、本契約の履行終了時には、業務引継書を提出すること。

ケ 本システムのシステム構成が変更（サーバ機器の増減等）になった場合においても、本契約の範囲内として対象業務を実施すること。

コ 業務システムの新規整備及びバージョンアップ時には、円滑な導入を図るため、システムの開発業者に協力すること。

サ 日本語にて対応すること。

## 5 応札者の条件

(1) 提供するサービスの信頼性を確保するための品質保持体制及び基準等を有していること。

(2) 本調達に係る業務を行おうとする事業者又はその部門においては、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づくISMS認証、個人情報保護マネジメントシステム（JIS Q 15001）への適合に基づくプライバシーマークの認定を取得していること。

## 6 その他の指示等

(1) 対象業務履行に係る成果物に対する著作権等

ア 契約業者は、運用管理業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む著作権（著作権者人格権を除く。）を当省に譲渡し、当省は独占的に使用できるものとする。

イ 契約業者は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当局が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に契約業者が既に著作権を保有しているもの（以下「契約業者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該契約業者著作物の著作権についてのみ、契約業者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約業者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

なお、このとき、契約業者は、当該著作権者の使用許諾条件について、当省の了承を得るものとする。

オ 契約業者は、運用管理業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら当省の責に帰す場合を除き、契約業者の負担と責任において一切を処理するものとする。

## （2）業務報告書

契約業者は、業務を行ったときは毎日業務報告書（別紙2）を作成し、指示された時期に当局に提出すること。

## （3）対象業務従事者の選定及び名簿の提出

### ア 対象業務従事者の選定

契約業者は、本システムの保守、管理及びシステムの改善提案等を確実に実施するため、システムエンジニアとしての能力、経験に優れ、業務開始までに本システムを理解し、精通した者を選定するものとする。

### イ 業務従事者名簿の提出

（ア）契約業者は、業務従事者の名簿（別紙3）を作成し、契約締結後、速やかに当局に提出するものとする。

（イ）契約期間中に業務従事者をやむを得ず変更する必要がある場合には、遅滞なく変更名簿を当局に提出するものとする。

#### (4) その他の提出書類及び成果物

下表のとおり示す。提出書類については、印刷物を綴じたものを準備し、1部を当局担当者に提出すること。加えて、電子ファイルをCD-R媒体1枚に格納し、1部を当局担当者に提出すること。

項番	書類名	提出時期	備考
1	機器管理台帳	作業終了時	
2	システム構成図	作業終了時	
3	ソフトウェア管理台帳	作業終了時	バージョン情報を含む。
4	ネットワーク機器管理台帳	作業終了時	
5	障害問合せ管理台帳	作業終了時	
6	業務システム構成管理表	作業終了時	業務システムの更新管理
7	管理者パスワード管理台帳	作業終了時	
8	データベース運用支援ツール	作業終了時	
9	業務引継書	作業終了時	

#### (5) 業務の再委託

ア 契約業者は、運用管理業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 契約業者は、運用管理業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ履行証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「再委託先等」という。）について記載しなければならない。

ウ 契約業者は、契約締結後、やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当局の承認を受けなければならない。

エ 契約業者は上記イ又はウにより再委託を行う場合には、契約業者が当局に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、本項「(6) 機密保持」及び「(7) 情報セキュリティに関する責任」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取するものとする。

オ 契約業者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うこと。この場合、再委託先が行った業務については、契約業者の責めを免れないものとする。

## (6) 機密保持

契約業者は、次に掲げる機密保持の事項について全ての責務を負うこととし、契約後、速やかに別紙4「機密保持に関する誓約書」を当局に提出すること。

ア 本調達の業務を実施するに当たり、当局及び関連業者から入手した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないこと。ただし、次の（ア）ないし（オ）のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

（ア）当局から取得した時点で、既に公知であるもの

（イ）当局から取得後、受託者の責によらず公知となったもの

（ウ）法令等に基づき開示されるもの

（エ）当局から秘密でないと指定されたもの

（オ）第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に当局に協議の上、承認を得たもの

イ 当局の許可なく、取り扱う情報を、指定された場所から持ち出し、又は複製しないこと。

ウ 本調達に係る作業に関与した契約業者の業務従事者が異動した後においても、機密が保持される措置を講じること。

エ 本調達に係る検収後、契約業者の事業所等内部に保有されている本調達に係る当局に関する情報について、裁断等の物理的破壊、消磁装置によるハードディスク上のデータ消去その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、当局から貸与された情報については、検収後1週間以内に返却すること。

## (7) 情報セキュリティに関する責任

ア 契約業者は、契約業者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備すること。

イ 契約業者は、本調達に係る業務を実施する全ての関係者に対し、私有（関係者個人の所有物等、契約業者管理外のものを指す。以下同じ。）のコンピュータ又は外部電磁的記録媒体（USBメモリ等）に、当局に関連する情報の保存及び本調達に係る作業を私有のコンピュータにおいて実施することを禁止すること。

- ウ 契約業者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について、当局に確認を求められた場合には、これを報告すること。
- エ 契約業者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について当局が改善を求めた場合には、当局と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施すること。
- オ 契約業者は、契約業者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに当局に報告の上、契約業者の責任及び負担において、次に掲げる各事項を速やかに実施すること。
  - (ア) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、当局の承認を得た上で実施すること。
  - (イ) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、当局に提出して承認を得ること。
  - (ウ) 再発防止対策を立案し、当局の承認を得た上で実施すること。
  - (エ) (ア) ないし (ウ) のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、当局の指示に基づく措置を実施すること。

#### (8) 監督・検査

- ア 契約業者は、契約履行に関して当局の監督・検査を受けるものとする。
- イ 契約業者は、当局の監督・検査に必要な資料の提供又は確認行為に応じるものとする。

#### (9) 遵守すべき法令等

- ア 契約業者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)等の関係法規を遵守すること。
- イ 契約業者は、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び契約業者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

## 7 関連規格

- (1) 『Microsoft』, 『Microsoft Windows』, 『Microsoft Windows Server』, 『Microsoft Exchange』, 『Microsoft SQL Server』, 『Microsoft Outlook』, 『XXXXXXXXXX』は、Microsoft Corporationの登録商標である。



## 別紙 1 (対象業務内容)

### ア 業務システム用データベースの運用及び保守・管理業務

処理区分	業務内容
業務開始時 (毎日)	機器等の稼働確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無停電電源装置のバッテリー充電状況確認</li> <li>・データベースサーバ, 周辺装置及びデータベースシステムの稼働状況確認</li> <li>・データベースシステム及び業務アプリケーションのBC間の通信状況確認</li> <li>・BC業務用機器の起動及び作動確認</li> </ul>
業務運用中 (毎日)	システムログファイルの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログファイル内容の解析</li> <li>・ログファイル容量の監視</li> </ul> コンソールメッセージの監視 <ul style="list-style-type: none"> <li>・メッセージに応じた対処実施</li> </ul> システム資源・性能管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスク容量, ディスク I/O, メモリ使用率, CPU 使用率の監視</li> <li>・システム改善策検討及び提案</li> </ul> データベース資源・性能管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・表領域容量, データ件数, ディスク I/O, メモリ使用率, CPU 使用率の監視</li> <li>・データベース改善策検討及び提案</li> </ul> 障害管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害内容切り分け</li> <li>・障害対策及び履歴管理</li> <li>・障害回復措置</li> </ul> ユーザ情報管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムアカウント及びパスワード管理</li> <li>・データベースアカウント及びパスワード管理</li> <li>・データベースアクセス権の調整</li> </ul> データベースバックアップの確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・差分バックアップ</li> </ul>
業務終了時 (毎日)	移送者データ取り込み状況確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・移送者取り込み状況確認及び報告</li> </ul> 終了処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・BC業務用機器の停止及び停止確認</li> </ul>

処理区分	業務内容
随 時	<p>システム終了処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設送受信状態確認</li> <li>・データベースシャットダウン処理</li> <li>・システムフルバックアップ処理</li> <li>・システムシャットダウン</li> <li>・データベースサーバ機及び周辺装置の電源切断</li> <li>・無停電電源装置の電源切断</li> </ul> <p>システム起動処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認</li> <li>・ネットワーク機器の作動確認</li> <li>・データベースサーバ機及び周辺装置の作動確認</li> <li>・データベースシステム及び業務アプリケーション作動確認</li> <li>・BC間通信確認</li> </ul> <p>データベース運用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄積データに関する照会対応（被収容者データ管理システムのデータリンク整合性確認を含む。）</li> <li>・マスタデータの変更</li> </ul>

## イ グループウェア及びドメインコントローラの運用及び保守・管理業務

処理区分	業務内容
業務開始時 (毎日)	<p>機器の稼働確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無停電電源装置のバッテリー充電状況確認</li> <li>・ドメインコントローラサーバ機の稼働状況確認</li> </ul> <p>グループウェアシステム及びドメインコントローラの稼働確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Exchange Server ■■■■ 又は Exchange Server ■■■■</li> <li>・Windows Server ■■■■ 又は Windows Server ■■■■ (ActiveDirectory)</li> </ul>
運用中 (毎日)	<p>電子掲示板バックアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子掲示板バックアップ処理</li> <li>・電子掲示板複製確認</li> </ul>
運用中 (毎日)	<p>障害管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害内容切り分け</li> <li>・障害対策及び履歴管理</li> <li>・障害回復措置</li> </ul> <p>セキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムアカウント及びパスワード管理</li> <li>・データベースアカウント及びパスワード管理</li> </ul>
週 1 回	<p>メールの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定期間を経過したメールの管理</li> <li>・ディスク使用状況のレポート印刷</li> </ul>
随時	<p>使用状況の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前日使用状況（ログ）の採取及び解析</li> </ul> <p>システム終了処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設送受信状態確認</li> <li>・システムシャットダウン</li> <li>・電源切断及び停止確認</li> <li>・無停電電源装置の電源切断</li> </ul> <p>システム起動処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認</li> <li>・電源投入及び作動確認</li> <li>・システムへのログオン</li> </ul> <p>ドメイン管理（矯正施設等の統廃合を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドメインコントローラ（ActiveDirectory）の保守・管理</li> </ul> <p>サーバアプリケーション再インストール作業</p>
要求時	<p>ユーザ情報管理（定期及び不定期の人事異動時）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザアカウントの作成，変更及び削除</li> <li>・ユーザのメールボックスの管理</li> <li>・アド君の保守及び管理（施設，所属及び役職情報の作成・修正・削除を含む。）</li> </ul> <p>システム管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・停電時の設定変更及び復旧後の確認</li> </ul>

## ウ 参照サーバの運用及び保守・管理業務

処理区分	業務内容
業務開始時 (毎日)	機器の稼働確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無停電電源装置のバッテリー充電状況確認</li> <li>・参照サーバ機の稼働確認</li> <li>・参照サーバシステムの稼働確認</li> </ul>
運用中 (毎日)	データ管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受信状態の確認</li> <li>・受信データの解析</li> <li>・受信データの集計, 加工</li> <li>・データベースサーバデータとの整合性の確保</li> </ul> 障害管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害内容切り分け</li> <li>・障害対策及び履歴管理</li> <li>・障害回復措置</li> </ul> セキュリティ対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・データベースアクセス権の調整</li> </ul> データバックアップの確認 運用支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の提供, 利用, 蓄積等に関する照会対応</li> </ul>
随時	システム終了処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムシャットダウン</li> <li>・電源切断及び停止確認</li> <li>・無停電電源装置の電源切断</li> </ul> システム起動処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無停電電源装置の電源投入及びバッテリー状況確認</li> <li>・電源投入及び作動確認</li> <li>・システムへのログオン</li> </ul>

## エ 本システムの監視及び保守・管理業務

処理区分	業務内容
運用中 (毎日)	監視 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害が発生した施設からの情報収集，調査，分析及び業務代替案の検討</li> <li>・ 障害回復措置</li> <li>・ ネットワーク回線のデータ測定，記録及び分析</li> </ul>
週 1 回	監視ログ処理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ログのバックアップ処理</li> <li>・ ログの集計，分析及び改善策検討</li> </ul>
要求時	設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信接続機器の設定等の管理</li> <li>・ 業務対象施設の追加・変更時の設定等の管理</li> </ul>

## オ セキュリティ管理に係る業務

処理区分	業務内容
運用中 (毎日)	コンピュータウイルス対策ソフトの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ログファイル内容の解析</li> <li>・ ログファイル容量の監視</li> </ul> 情報漏えい防止ソフトウェアの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報漏えい防止ソフトウェアの運用に係る業務</li> </ul> 暗号化ソフトウェアの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暗号化ソフトウェアの運用に係る業務</li> </ul> ファイアウォールの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器の稼働確認</li> <li>・ ログ情報収集の監視</li> </ul> 障害管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害内容切り分け</li> <li>・ 障害対策及び履歴管理</li> <li>・ 障害回復措置</li> </ul>
随時	コンピュータウイルス対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピュータウイルス発見時の駆除並びに当局及び感染施設への連絡</li> <li>・ 新たなパターンファイル，ウイルス検索エンジン及びプログラム修正ファイルを知り得た後，速やかな入手とリモートアップデートの実施</li> </ul> 暗号化ソフトウェア対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワンタイムパスワードの発行</li> </ul>

## カ ユーザ情報の管理業務

処理区分	業務内容
運用中 (毎日)	ユーザ情報の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザアカウント及びグループの管理</li> <li>・ ユーザのセキュリティポリシーの管理</li> </ul> 障害管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害内容切り分け</li> <li>・ 障害対策及び履歴管理</li> <li>・ 障害回復措置</li> </ul>
要求時	人事異動等への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザアカウントの作成・修正・削除</li> <li>・ グループの作成・修正・削除</li> <li>・ その他のユーザアカウントに付随する情報への対応</li> </ul>

## キ 本システムに係る技術支援及び管理業務

処理区分	業務内容
要求時	施設からの照会対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矯正施設等からの、本システムに対するハードウェア及びソフトウェアに関する問い合わせに対する回答、技術指導及び問い合わせ対応データベースへの登録</li> <li>・ データベース保存データの整合性チェック及びデータ修復</li> </ul>

## ク 本システムの改善提案業務

処理区分	業務内容
随時	システム上の問題発見時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問題の報告</li> <li>・ 改善案の検討</li> </ul>
要求時	システム改善提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当局からの本システムに対するハードウェア及びソフトウェアに関する改善要求に対する分析及び改善策検討</li> <li>・ 改善に関する提案書の作成</li> </ul>

#### ケ 本システムのセキュリティ対策に係る改善提案業務

処理区分	業務内容
随時	セキュリティ対策上の問題発見時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題の報告</li> <li>・改善案の検討</li> </ul>
要求時	情報システムセキュリティ向上に関する改善提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムセキュリティに関する改善要求に対する分析及び改善策検討</li> <li>・改善に関する提案書の作成</li> <li>・業務対象施設に対する情報システムセキュリティに関する助言</li> </ul>

#### コ ライセンス管理システム運用に係るデータの収集及び分析

処理区分	業務内容
要求時	ライセンス管理システムの管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス管理システムの稼働確認</li> <li>・ライセンス管理システム運用に係るデータの取得，集計及び運用に係る支援業務</li> </ul>

#### サ 本調達の引継ぎ業務

処理区分	業務内容
随時	新システム運用管理業者への引継ぎを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務及び，業務アプリケーションの運用等，本業務を継続するために必要な知識等を付与する。</li> <li>・業務引継書を作成し，新システムの運用管理業者の適切に引継ぎを実施する。</li> </ul>

#### シ その他の業務

処理区分	業務内容
随時	媒体管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・内蔵電磁的記録媒体及び外部電磁的記録媒体の管理</li> <li>・消耗品の管理に必要な情報の提供</li> <li>・消耗品の使用量等の管理</li> <li>・OS及び業務アプリケーション等ソフトウェアの管理</li> </ul> SE業務手順改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報採取及び分析業務の効率化手順書等作成</li> </ul>

## 別紙2 (業務報告書)

### 業 務 報 告 書

業 者 名 業務年月日            年    月    日	
業務担当者名	業 務 内 容
備 考	

### 別紙 3 (業務従事者名簿)

#### 業務従事者名簿

会社名 \_\_\_\_\_

一連番号	所属等	氏名 生年月日 (年齢)	学歴 及び 経歴	職務経験 及び年数	現住所

## 別紙4（機密保持に関する誓約書）

### 機密保持に関する誓約書

矯正局長 殿

会社名 \_\_\_\_\_ ⑩

責任者 \_\_\_\_\_ ⑩

矯正施設等における情報ネットワークシステムのバックアップセンター運用管理業務を行うに当たり、下記の事項について機密保持することを誓約いたします。

#### 記

#### 1 機密情報

本契約における機密情報とは、本業務の遂行に当たり、矯正局（以下「貴局」という。）から開示される貴局及び矯正施設等の業務上又は技術上の情報のうち、次に示すものに該当する情報、並びに貴局との本業務の委託関係及び本契約内容をいう。

- (1) 貴局あるいは矯正施設等が機密である旨を表明・表示した業務資料、技術資料、その他の業務関連資料等で書類、図面、電子情報等の媒体により開示される情報。
- (2) 貴局あるいは矯正施設等により口頭で開示された情報で、貴局又は矯正施設等から口頭にて機密である旨通告があったもの。（口頭の告知後、貴局又は矯正施設等から書面等にて特段機密である旨の通知がなされない場合であっても、かかる情報は機密情報から除外されないものとする。）
- (3) その他、本業務以外では、一般に知り得ない貴局及び矯正施設等の情報。

#### 2 機密情報の除外

次に示すものに該当する情報については、機密情報として取り扱わないものと

する。

- (1) 貴局又は矯正施設等から開示する際に、既に公知であった情報又は既に当社が正当に保有していた情報。
- (2) 貴局又は矯正施設等から開示後、当社の責によらず公知となった情報。
- (3) 当社が、正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
- (4) 当社が、機密情報を参照することなく独自に開発した情報。
- (5) 貴局と当社との別途契約により、本契約の範囲外と指定された情報。

### 3 機密保持

- (1) 本契約の有効期間中、貴局の事前の書面による承諾を得ることなく、機密情報に関し、以下の行為を行わないものとする。
  - ア 第三者（記4に該当する者を除く。）への開示又は漏えい。
  - イ 改変、複写又は複製。
  - ウ 本業務以外のための流用。
- (2) (1)の機密保持義務を守るために、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するとともに、機密情報の漏えい、紛失、改変、複写、複製又は流用等と防止するために機密情報の管理責任者を定める。また、前記1(1)に該当する媒体により、開示された機密情報については、施錠のできる保管庫等に保管し、管理する。
- (3) 法令又は政府機関若しくは裁判所の命令等により機密情報の開示を義務付けられた場合には、直ちに貴局に対して、その旨を通知することとし、当該要求の対象の範囲に限って機密情報を開示する。

### 4 開示者の限定

- (1) 本業務に従事する当社の役職員（前記3(2)の管理責任者を含む。）及び事前に貴局の文書による承諾を得た当社の協力会社（協力会社の外注先も含むものとし、以下同様とする。）の役職員で本業務に従事する者に対してのみ、合理的な範囲内で機密情報の開示を行う。
- (2) 当該協力会社に対して、当社が負う義務と同一の機密保持義務を負わせる。

### 5 管理体制の報告

- (1) 貴局の機密情報を開示した当社並びに協力会社の役職員（以下「開示者」という。）の氏名について、貴局の要求があった場合には、貴局に対して報告を行う。この場合、当該報告として、当社の作業員リスト等で代替できるものと

するが、機密情報のうち、特に貴局が機密情報（以下「特定機密情報」という。）  
に関しては、当該情報入手した開示者を個別に報告するものとする。

(2) 機密情報の管理状況については、貴局は随時監視員を派遣して監査を行うこ  
とができるものとする。

## 6 機密情報の返還

本業務が終了した場合、本業務が中止された場合又は貴局あるいは矯正施設等  
から要求があった場合には、機密情報、その改変物並びに複製物のすべてを直ち  
に貴局又は矯正施設等に対して返還し、または、確実に焼却するものとする。

## 7 救済措置

機密情報について、前記3に違反する事態が生じた場合、又は、生じるおそれ  
が発生した場合には、貴局に直ちにその旨を報告するものとし、それが、当社の  
役職員、協力会社又は協力会社の役職員が義務を履行しなかった結果生じた場合  
には、その拡散を防止するために適切な処置を講ずるものとする。また、貴局か  
ら要請があった場合には、貴局が要請する必要な防止処置の実施について、貴局  
に協力する。

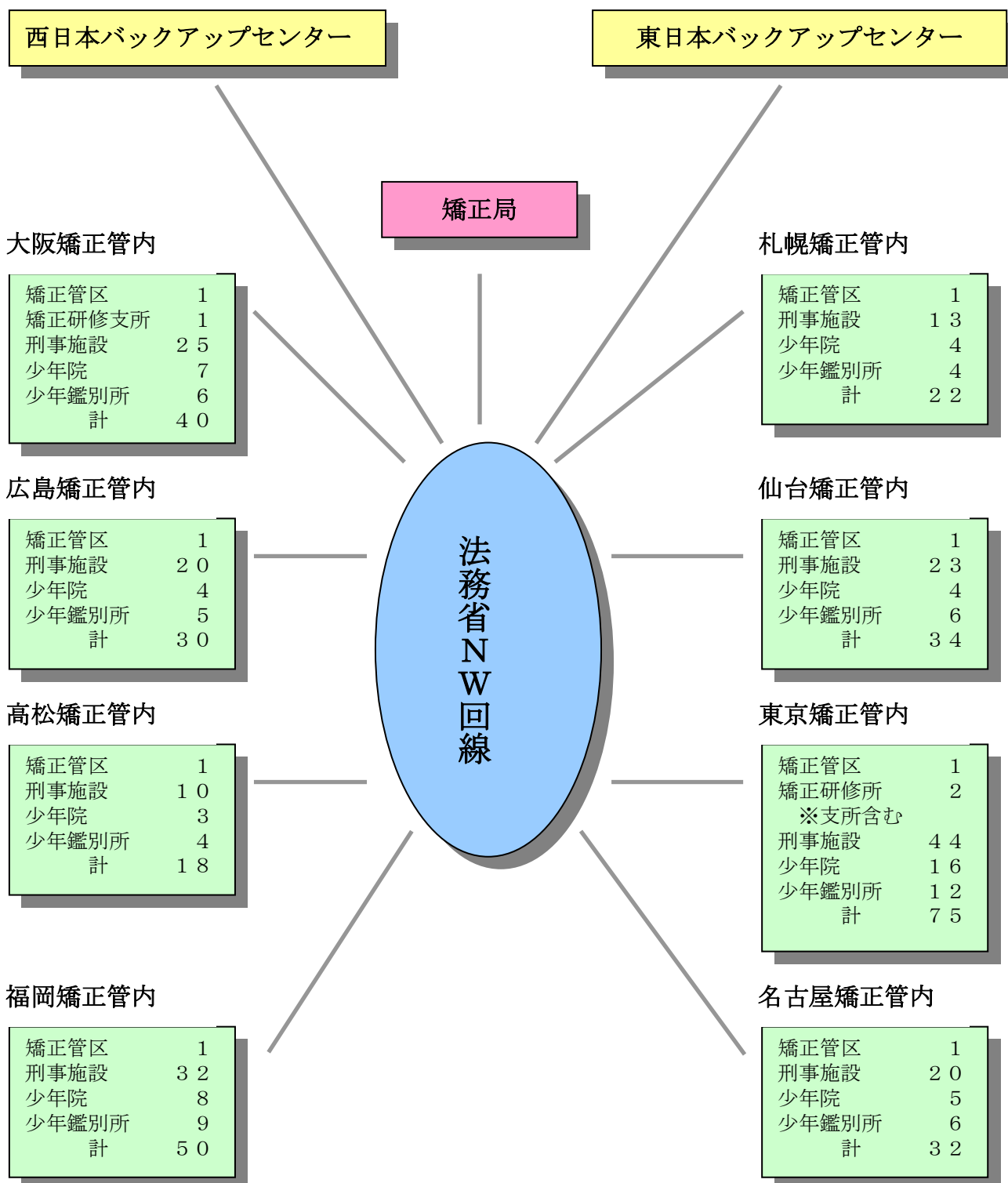
提出年月日 平成 年 月 日

担当者所属

担当者氏名 ⑩

連絡先

## コーネット全体構成図



※NWに接続されている矯正施設等は約300拠点であり、各施設ではそれぞれLANが構築されている。

## コ ー ネ ッ ト 施 設 一 覧

(平成26年6月2日現在)

番号	庁 名	住 所	電 話 番 号	回 線 帯 域 (Mbps)
1	矯正局	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3580-4111	100 (2回線)
2	札幌矯正管区	北海道札幌市東区東苗穂1条2-5-5	011-783-3911	5
3	札幌刑務所	北海道札幌市東区東苗穂2条1-5-1	011-781-2011	5
4	札幌刑務支所	北海道札幌市東区東苗穂2条1-5-2	011-784-5241	1
5	札幌拘置支所	北海道札幌市東区東苗穂2条1-1-1	011-781-2211	1
6	小樽拘置支所	北海道小樽市緑1-9-21	0134-22-2953	1
7	室蘭拘置支所	北海道室蘭市日の出町1-18-22	0143-44-6740	1
8	旭川刑務所	北海道旭川市東鷹栖3線20-620	0166-57-2511	5
9	名寄拘置支所	北海道名寄市西4条南9	01654-2-3278	1
10	帯広刑務所	北海道帯広市別府町南13-33	0155-48-7111	5
11	釧路刑務支所	北海道釧路市宮本2-2-5	0154-41-0221	1
12	網走刑務所	北海道網走市三眺	0152-43-3167	5
13	月形刑務所	北海道樺戸郡月形町1011	0126-53-3060	5
14	岩見沢拘置支所	北海道樺戸郡月形町1011	0126-53-3060	5
15	函館少年刑務所	北海道函館市金堀町6-11	0138-51-0185	5
16	帯広少年院	北海道帯広市緑ヶ丘3-2	0155-24-5787	5
17	北海少年院	北海道千歳市大和4-746-10	0123-23-3147	5
18	紫明女子学院	北海道千歳市大和4-662-2	0123-22-5141	5
19	月形学園	北海道樺戸郡月形町字知来乙264-1	0126-53-2736	5
20	札幌少年鑑別所	北海道札幌市東区東苗穂2条1-1-25	011-784-7441	5
21	函館少年鑑別所	北海道函館市金堀町6-15	0138-51-5652	5
22	旭川少年鑑別所	北海道旭川市豊岡1条1-3-24	0166-31-5468	5
23	釧路少年鑑別所	北海道釧路市弥生1-5-22	0154-41-5808	5
24	仙台矯正管区	宮城県仙台市若林区古城3-23-1	022-286-0111	5
25	青森刑務所	青森県青森市大字荒川字藤戸88	017-739-2101	5
26	弘前拘置支所	青森県弘前市大字下白銀町7	0172-32-2819	1
27	八戸拘置支所	青森県八戸市吹上6-2-37	0178-22-1952	1
28	宮城刑務所	宮城県仙台市若林区古城2-3-1	022-286-3111	5
29	仙台拘置支所	宮城県仙台市若林区古城2-2-1	022-286-3115	1
30	石巻拘置支所	宮城県石巻市双葉町3-48	0225-22-2555	1
31	古川拘置支所	宮城県大崎市古川千手寺町2-2-2	0229-22-0472	1
32	秋田刑務所	秋田県秋田市川尻新川町1-1	018-862-6581	5
33	横手拘置支所	秋田県横手市二葉町6-25	0182-32-2385	1
34	大館拘置支所	秋田県大館市字扇田道下39-3	0186-42-0431	1
35	大曲拘置支所	秋田県大館市大曲日の出町1-20-9	0187-63-2064	1
36	山形刑務所	山形県山形市あけぼの2-1-1	023-686-2111	5
37	米沢拘置支所	山形県米沢市中央6-1-40	0238-23-0071	1
38	鶴岡拘置支所	山形県鶴岡市泉町5-43	0235-22-0049	1
39	酒田拘置支所	山形県酒田市北新町2-3-32	0234-22-0229	1
40	福島刑務所	福島県福島市南沢又字上原1	024-557-2222	5
41	福島刑務支所	福島県福島市南沢又字水門下66	024-557-3111	1
42	会津若松拘置支所	福島県会津若松市追手町6-28	0242-27-0301	1
43	郡山拘置支所	福島県郡山市麓山1-2-3	024-922-1349	1
44	いわき拘置支所	福島県いわき市平字八幡小路41	0246-25-4546	1
45	白河拘置支所	福島県白河市郭内179	0248-23-2396	1
46	盛岡少年刑務所	岩手県盛岡市上田字松屋敷11-11	019-662-9221	5
47	一関拘置支所	岩手県一関市城内3-1	0191-23-2049	1
48	盛岡少年院	岩手県盛岡市月が丘2-15-1	019-647-2107	5
49	東北少年院	宮城県仙台市若林区古城3-21-1	022-285-4270	5
50	青葉女子学園	宮城県仙台市若林区古城3-24-1	022-286-1551	5
51	置賜学院	山形県米沢市大字下新田445	0238-37-4040	5
52	青森少年鑑別所	青森県青森市金沢1-5-38	017-776-5118	5
53	盛岡少年鑑別所	岩手県盛岡市月が丘2-14-1	019-647-2206	5

番号	庁名	住所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
54	仙台少年鑑別所	宮城県仙台市若林区古城3-27-17	022-286-2311	5
55	秋田少年鑑別所	秋田県秋田市八橋本町6-3-5	018-862-3771	5
56	山形少年鑑別所	山形県山形市小白川町5-21-25	023-642-3444	5
57	福島少年鑑別所	福島県福島市南沢又字原町越4-14	024-557-6561	5
58	東京矯正管区	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-1500	9
59	矯正研修所東京支所	東京都中野区新井3-37-3	03-3228-2165	1
60	水戸刑務所	茨城県ひたちなか市市毛847	029-272-2424	5
61	水戸拘置支所	茨城県水戸市新原1-9-1	029-251-4014	1
62	土浦拘置支所	茨城県土浦市国分町5-1	029-821-0084	1
63	下妻拘置支所	茨城県下妻市下妻甲の6	0296-44-2015	1
64	栃木刑務所	栃木県栃木市惣社町2484	0282-27-1885	5
65	黒羽刑務所	栃木県大田原市寒井1466-2	0287-54-1191	5
66	宇都宮拘置支所	栃木県宇都宮市小幡1-1-9	028-622-2657	1
67	足利拘置支所	栃木県足利市助戸3-511-1	0284-41-3919	1
68	大田原拘置支所	栃木県大田原市美原1-17-37	0287-22-2359	1
69	喜連川社会復帰促進センター	栃木県さくら市喜連川5547	028-686-3111	1
70	前橋刑務所	群馬県前橋市南町1-23-7	027-221-4247	5
71	高崎拘置支所	群馬県高崎市高松町26-5	027-322-5617	5
72	太田拘置支所	群馬県太田市飯田町625	0276-49-4397	1
73	千葉刑務所	千葉県千葉市若葉区貝塚町192	043-231-1191	5
74	木更津拘置支所	千葉県木更津市新田2-5-1	0438-22-0261	3
75	八日市場拘置支所	千葉県匝瑳市八日市場イ513	0479-72-0269	1
76	市原刑務所	千葉県市原市磯ヶ谷11-1	0436-36-2351	5
77	八王子医療刑務所	東京都八王子市子安町3-26-1	042-622-6188	5
78	府中刑務所	東京都府中市晴見町4-10	042-362-3101	5
79	横浜刑務所	神奈川県横浜市港南区港南4-2-2	045-842-0161	5
80	横須賀刑務支所	神奈川県横須賀市長瀬3-12-3	046-842-4977	1
81	横浜拘置支所	神奈川県横浜市港南区港南4-2-3	045-842-0161	1
82	小田原拘置支所	神奈川県小田原市扇町1-8-13	0465-34-2009	1
83	相模原拘置支所	神奈川県相模原市中央区富士見6-10-5	042-776-9135	1
84	新潟刑務所	新潟県新潟市江南区山二ツ381-4	025-286-8221	5
85	長岡拘置支所	新潟県長岡市三和3-9-1	0258-32-1262	3
86	上越拘置支所	新潟県上越市西城町2-9-20	025-523-2257	3
87	佐渡拘置支所	新潟県佐渡市中原341	0259-52-4008	1
88	甲府刑務所	山梨県甲府市堀之内町500	055-241-8311	5
89	長野刑務所	長野県須坂市馬場町1200	026-245-0900	5
90	長野拘置支所	長野県長野市旭町45	026-232-4326	1
91	上田拘置支所	長野県上田市中央西2-3-15	0268-22-0491	1
92	静岡刑務所	静岡県静岡市葵区東千代田3-1-1	054-261-0117	5
93	浜松拘置支所	静岡県浜松市中区鴨江3-33-1	053-452-4740	1
94	沼津拘置支所	静岡県沼津市御幸町22-1	055-931-0178	3
95	川越少年刑務所(東日本BC)	埼玉県川越市南大塚6-40-1	049-242-0222	30
96	さいたま拘置支所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-861-9146	1
97	熊谷拘置支所	埼玉県熊谷市箱田1-16-1	048-527-5252	1
98	松本少年刑務所	長野県松本市桐3-9-4	0263-32-3091	5
99	飯田拘置支所	長野県飯田市大久保町2637	0265-22-0009	1
100	上諏訪拘置支所	長野県諏訪市湖岸通り5-17-14	0266-52-0186	1
101	東京拘置所	東京都葛飾区小菅1-35-1	03-3690-6681	6
102	松戸拘置支所	千葉県松戸市岩瀬440	047-362-2409	1
103	立川拘置所	東京都立川市泉町1156-11	042-540-4191	5
104	茨城農芸学院	茨城県牛久市久野町1722-1	029-875-1114	5
105	水府学院	茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084-1	029-292-0054	5
106	喜連川少年院	栃木県さくら市喜連川3475-1	028-686-3020	5
107	赤城少年院	群馬県前橋市上大屋町60	027-283-2020	5
108	榛名女子学園	群馬県北群馬郡榛東村新井1027-1	0279-54-3232	5
109	市原学園	千葉県市原市磯ヶ谷157-1	0436-36-1581	5

番号	庁名	住所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
110	八街少年院	千葉県八街市滝台1766	043-445-3787	5
111	多摩少年院	東京都八王子市緑町670	042-622-5219	5
112	関東医療少年院	東京都府中市新町1-17-1	042-362-2355	5
113	愛光女子学園	東京都狛江市西野川3-14-26	03-3480-2178	5
114	久里浜少年院	神奈川県横須賀市長瀬3-12-1	046-841-2585	5
115	小田原少年院	神奈川県小田原市扇町1-4-6	0465-34-8148	5
116	神奈川医療少年院	神奈川県相模原市中央区小山4-4-5	042-772-2145	5
117	新潟少年学院	新潟県長岡市御山町117-13	0258-35-0118	5
118	有明高原寮	長野県安曇野市穂高有明7299	0263-83-2204	5
119	駿府学園	静岡県静岡市葵区内牧118	054-296-1661	5
120	水戸少年鑑別所	茨城県水戸市新原1-15-15	029-251-3038	5
121	宇都宮少年鑑別所	栃木県宇都宮市鶴田町574-1	028-648-5062	5
122	前橋少年鑑別所	群馬県前橋市岩神町4-5-7	027-233-3183	5
123	さいたま少年鑑別所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36	048-864-5858	5
124	千葉少年鑑別所	千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9	043-253-7741	5
125	東京少年鑑別所	東京都練馬区氷川台2-11-7	03-3931-1141	5
126	八王子少年鑑別所	東京都八王子市中野町2726-1	042-625-9141	5
127	横浜少年鑑別所	神奈川県横浜市港南区港南4-2-1	045-841-2525	5
128	新潟少年鑑別所	新潟県新潟市中央区川岸町1-53-2	025-266-2442	5
129	甲府少年鑑別所	山梨県甲府市大津町2075-1	055-241-1881	5
130	長野少年鑑別所	長野県長野市三輪5-46-14	026-232-6144	5
131	静岡少年鑑別所	静岡県静岡市駿河区小鹿2-27-7	054-281-3208	5
132	名古屋矯正管区	愛知県名古屋市中区東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-5961	5
133	富山刑務所	富山県富山市西荒屋285-1	076-429-3741	5
134	高岡拘置支所	富山県高岡市中川本町10-21	0766-22-1620	3
135	金沢刑務所	石川県金沢市田上町公1	076-231-4291	5
136	七尾拘置支所	石川県七尾市馬出町八部32	0767-52-1474	1
137	福井刑務所	福井県福井市一本木町52	0776-36-3220	5
138	岐阜刑務所	岐阜県岐阜市則松1-34-1	058-239-9821	5
139	岐阜拘置支所	岐阜県岐阜市鷺山1769	058-294-6771	1
140	高山拘置支所	岐阜県高山市花岡町2-55-10	0577-32-0074	1
141	御嵩拘置支所	岐阜県可児郡御嵩町御嵩1190-1	0574-67-0104	1
142	笠松刑務所	岐阜県羽島郡笠松町中川町23	058-387-2175	5
143	岡崎医療刑務所	愛知県岡崎市上地4-24-16	0564-51-9629	5
144	名古屋刑務所	愛知県みよし市ひばりヶ丘1-1	0561-36-2251	5
145	豊橋刑務支所	愛知県豊橋市今橋町15	0532-52-2567	1
146	岡崎拘置支所	愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-1	0564-51-0232	1
147	三重刑務所	三重県津市修成町16-1	059-228-2161	5
148	四日市拘置支所	三重県四日市市阿倉川町2-5	059-331-2520	1
149	伊勢拘置支所	三重県伊勢市岡本1-2-13	0596-27-2453	1
150	名古屋拘置所	愛知県名古屋市中区東区白壁1-1	052-951-8586	5
151	一宮拘置支所	愛知県一宮市大和町荻安賀1469	0586-45-2130	1
152	半田拘置支所	愛知県半田市住吉町5-1	0569-21-1247	1
153	湖南学院	石川県金沢市上中町口11-1	076-229-1077	5
154	瀬戸少年院	愛知県瀬戸市東山町14	0561-82-3195	5
155	愛知少年院	愛知県豊田市浄水町原山1	0565-45-0511	5
156	豊ヶ岡学園	愛知県豊明市前後町三ツ谷1293	0562-92-3106	5
157	宮川医療少年院	三重県伊勢市小俣町宮前25	0596-22-4844	5
158	富山少年鑑別所	富山県富山市才覚寺162-2	076-429-4884	5
159	金沢少年鑑別所	石川県金沢市小立野5-2-14	076-231-1603	5
160	福井少年鑑別所	福井県福井市大願寺3-4-20	0776-25-5036	5
161	岐阜少年鑑別所	岐阜県岐阜市鷺山1769-20	058-231-5040	5
162	名古屋少年鑑別所	愛知県名古屋市中区北千種1-6-6	052-721-8432	5
163	津少年鑑別所	三重県津市南新町12-12	059-228-3556	5
164	大阪矯正管区	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館	06-6941-5751	5
165	矯正研修所大阪支所	大阪府堺市堺区田出井町7-10	072-227-1685	1

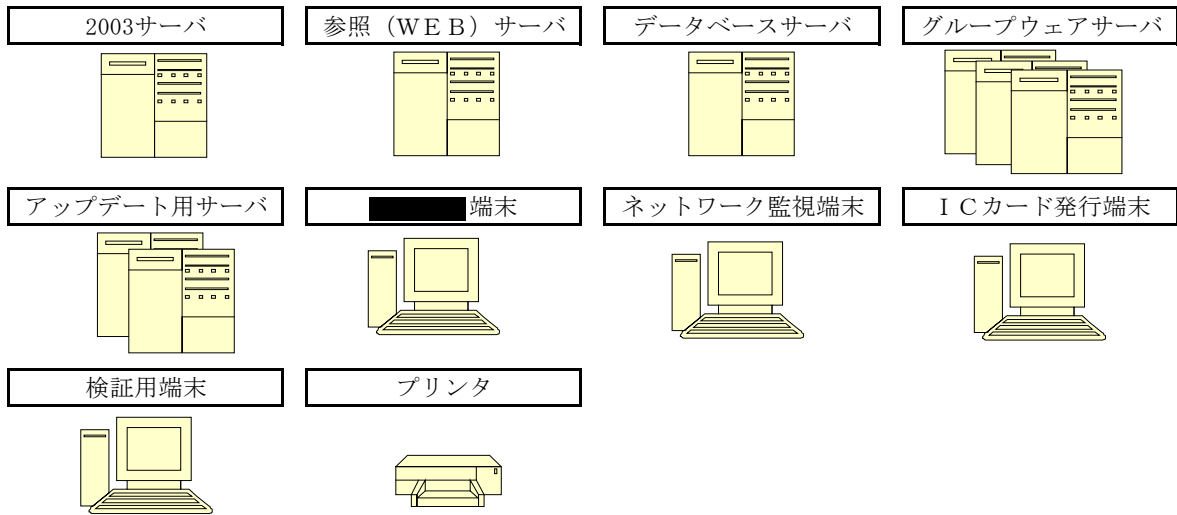
番号	庁名	住所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
166	滋賀刑務所	滋賀県大津市大平1-1-1	077-537-3271	5
167	彦根拘置支所	滋賀県彦根市金亀町5-4-1	0749-22-3255	1
168	京都刑務所	京都府京都市山科区東野井ノ上町20	075-581-2171	5
169	舞鶴拘置支所	京都府舞鶴市宇円満寺字126	0773-75-5420	1
170	大阪刑務所(西日本BC)	大阪府堺市堺区田出井町6-1	072-238-8261	30
171	堺拘置支所	大阪府堺市堺区南瓦町2-60	072-232-3865	1
172	岸和田拘置支所	大阪府岸和田市上野町東24-1	072-422-2429	1
173	丸の内拘置支所	和歌山県和歌山市広瀬中ノ丁2-110	073-422-4040	1
174	田辺拘置支所	和歌山県田辺市新屋敷町5	0739-22-0361	1
175	新宮拘置支所	和歌山県新宮市緑ヶ丘3-2-64	0735-22-2462	3
176	大阪医療刑務所	大阪府堺市堺区田出井町8-80	072-228-0145	5
177	神戸刑務所	兵庫県明石市大久保町森田120	078-936-0911	5
178	洲本拘置支所	兵庫県洲本市山手1-1-23	0799-22-0630	1
179	豊岡拘置支所	兵庫県豊岡市京町12-90	0796-22-2219	3
180	加古川刑務所	兵庫県加古川市加古川町大野1530	079-424-3441	5
181	播磨社会復帰促進センター	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079-430-5503	1
182	和歌山刑務所	和歌山県和歌山市加納383	073-471-2231	5
183	姫路少年刑務所	兵庫県姫路市岩端町438	079-296-1020	5
184	姫路拘置支所	兵庫県姫路市北条1-250	079-223-0076	1
185	奈良少年刑務所	奈良県奈良市般若寺町18	0742-22-4961	5
186	葛城拘置支所	奈良県大和高田市大中116	0745-22-1051	1
187	京都拘置所	京都府京都市伏見区竹田向代町138	075-681-0501	5
188	大阪拘置所	大阪府大阪市都島区友濶町1-2-5	06-6921-0371	5
189	尼崎拘置支所	兵庫県尼崎市崇徳院1-5	06-6411-3558	1
190	神戸拘置所	兵庫県神戸市北区ひよどり北町2-1	078-743-3663	5
191	京都医療少年院	京都府宇治市木幡平尾4	0774-31-8101	5
192	浪速少年院	大阪府茨木市郡山1-10-17	072-643-5065	5
193	交野女子学院	大阪府交野市郡津2-45-1	072-891-1132	5
194	和泉学園(泉南学寮)	大阪府阪南市具掛1096	072-476-5221	5
195	加古川学園	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079-438-0353	5
196	播磨学園	兵庫県加古川市八幡町宗佐544	079-438-0340	1
197	奈良少年院	奈良県奈良市秋篠町1122	0742-45-4681	5
198	大津少年鑑別所	滋賀県大津市大平1-1-2	077-537-1011	5
199	京都少年鑑別所	京都府京都市左京区吉田上阿達町37	075-751-7111	5
200	大阪少年鑑別所	大阪府堺市堺区田出井町8-30	072-233-3326	5
201	神戸少年鑑別所	兵庫県神戸市兵庫区下祇園町40-7	078-351-0761	5
202	奈良少年鑑別所	奈良県奈良市般若寺町3	0742-22-4829	5
203	和歌山少年鑑別所	和歌山県和歌山市元町奉行丁2-1	073-425-5369	5
204	広島矯正管区	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-8161	5
205	鳥取刑務所	鳥取県鳥取市下味野719	0857-53-4191	5
206	松江刑務所	島根県松江市西川津町67	0852-23-2222	5
207	米子拘置支所	鳥取県米子市上後藤6-15-1	0859-29-2541	1
208	島根あさひ社会復帰促進センター	島根県浜田市旭町丸原380-15	0855-45-8171	1
209	浜田拘置支所	島根県浜田市旭町丸原380-15	0855-45-8171	1
210	岡山刑務所	岡山県岡山市北区牟佐765	086-229-2531	5
211	津山拘置支所	岡山県津山市小田中61-1	0868-22-2306	1
212	広島刑務所	広島県広島市中区吉島町13-114	082-241-8601	5
213	尾道刑務支所	広島県尾道市防地町23-2	0848-37-2411	1
214	呉拘置支所	広島県呉市吉浦上城町6-1	0823-31-7576	1
215	福山拘置支所	広島県福山市沖野上町5-14-6	084-922-1363	1
216	三次拘置支所	広島県三次市三次町1691	0824-65-6265	1
217	山口刑務所	山口県山口市松美町3-75	083-922-1450	5
218	下関拘置支所	山口県下関市春日町7-29	083-222-1360	1
219	宇部拘置支所	山口県宇部市琴芝町2-2-40	0836-32-3456	3
220	萩拘置支所	山口県萩市土原宇土原91-2	0838-25-9147	1
221	周南拘置支所	山口県周南市岐山通1-5	0834-21-2774	3

番号	庁名	住所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
222	岩国刑務所	山口県岩国市錦見6-11-29	0827-41-0136	5
223	美祢社会復帰促進センター	山口県美祢市豊田前町麻生下10	0837-57-5131	5
224	広島拘置所	広島県広島市中区上八丁堀2-6	082-228-4851	5
225	美保学園	鳥取県米子市大篠津町4557	0859-28-7111	5
226	岡山少年院	岡山県岡山市南区箕島2497	086-282-1128	5
227	広島少年院	広島県東広島市八本松町原11174-31	082-429-0821	5
228	貴船原少女苑	広島県東広島市八本松町原6088	082-429-3001	5
229	鳥取少年鑑別所	鳥取県鳥取市湯所町2-417	0857-23-4441	5
230	松江少年鑑別所	島根県松江市内中原町195	0852-21-3154	5
231	岡山少年鑑別所	岡山県岡山市南区箕島2512-2	086-281-1171	5
232	広島少年鑑別所	広島県広島市中区吉島西3-15-8	082-244-3388	5
233	山口少年鑑別所	山口県山口市中央4-7-5	083-922-6518	5
234	高松矯正管区	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-4455	30
235	徳島刑務所	徳島県徳島市入田町大久200-1	088-644-0111	5
236	高松刑務所	香川県高松市松福町2-16-63	087-821-6116	5
237	丸亀拘置支所	香川県丸亀市大手町3-4-30	0877-22-2807	3
238	松山刑務所	愛媛県東温市見奈良1243-2	089-964-3355	5
239	西条刑務支所	愛媛県西条市玉津1-2	0897-55-3020	1
240	今治拘置支所	愛媛県今治市宮下町1-1610-1	0898-25-4489	1
241	宇和島拘置支所	愛媛県宇和島市柿原甲170-1	0895-22-0072	1
242	大洲拘置支所	愛媛県大洲市大洲845-3	0893-24-4280	3
243	高知刑務所	高知県高知市布師田3604-1	088-866-5454	5
244	中村拘置支所	高知県四万十市中村丸の内22	0880-35-2278	1
245	丸亀少女の家	香川県丸亀市中津町28	0877-22-9226	5
246	四国少年院	香川県善通寺市善通寺町2020	0877-62-1251	5
247	松山学園	愛媛県松山市吉野町3803	089-951-1252	5
248	徳島少年鑑別所	徳島県徳島市助任本町5-40	088-652-5606	5
249	高松少年鑑別所	香川県高松市藤塚町3-7-28	087-834-1770	5
250	松山少年鑑別所	愛媛県松山市吉野町3860	089-952-2841	5
251	高知少年鑑別所	高知県高知市塩田町19-13	088-872-9283	5
252	福岡矯正管区	福岡県福岡市東区若宮5-3-53	092-661-1137	5
253	北九州医療刑務所	福岡県北九州市小倉南区葉山町1-1-1	093-963-8131	5
254	福岡刑務所	福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1	092-932-0395	5
255	大牟田拘置支所	福岡県大牟田市白金町69	0944-53-0548	1
256	久留米拘置支所	福岡県久留米市篠山町31	0942-32-2493	3
257	飯塚拘置支所	福岡県飯塚市新立岩6-7	0948-22-0461	1
258	田川拘置支所	福岡県田川市千代町5-1	0947-44-2154	3
259	巖原拘置支所	長崎県対馬市巖原町久田587-2	0920-52-1108	1
260	麓刑務所	佐賀県鳥栖市山浦町2635	0942-82-2121	5
261	佐世保刑務所	長崎県佐世保市浦川内町1	0956-38-4211	5
262	長崎刑務所	長崎県諫早市小川町1650	0957-22-1330	5
263	長崎拘置支所	長崎県長崎市白鳥町8-2	095-845-2178	1
264	島原拘置支所	長崎県島原市城内1-1204	0957-62-2379	1
265	五島拘置支所	長崎県五島市栄町1-8	0959-72-8021	1
266	熊本刑務所	熊本県熊本市中央区渡鹿7-12-1	096-364-3165	5
267	京町拘置支所	熊本県熊本市中央区京町1-13-2	096-352-9135	1
268	八代拘置支所	熊本県八代市西松江城町11-5	0965-32-2545	1
269	天草拘置支所	熊本県天草市諏訪町16-33	0969-22-2082	1
270	大分刑務所	大分県大分市畑中303	097-543-5177	5
271	中津拘置支所	大分県中津市二ノ丁1259	0979-22-0138	3
272	宮崎刑務所	宮崎県宮崎市大字糸原4623	0985-41-1121	5
273	都城拘置支所	宮崎県都城市早鈴町3216-1	0986-21-2876	1
274	延岡拘置支所	宮崎県延岡市桜小路338-7	0982-33-3332	1
275	鹿児島刑務所	鹿児島県始良郡湧水町中津川1733	0995-75-2025	5
276	鹿児島拘置支所	鹿児島県鹿児島市永吉1-29-3	099-254-2151	1
277	大島拘置支所	鹿児島県奄美市名瀬矢之脇町21-1	0997-52-0198	1

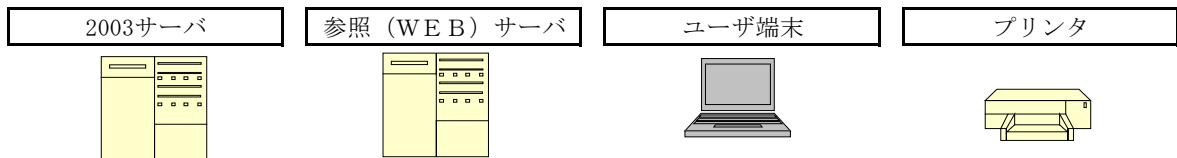
番号	庁名	住所	電話番号	回線帯域 (Mbps)
278	沖縄刑務所	沖縄県南城市知念字具志堅330	098-948-1096	5
279	八重山刑務支所	沖縄県石垣市真栄里412	0980-82-2019	1
280	那覇拘置支所	沖縄県那覇市樋川1-14-2	098-832-4593	1
281	宮古拘置支所	沖縄県宮古島市平良字西里345-6	0980-72-3118	1
282	佐賀少年刑務所	佐賀県佐賀市新生町2-1	0952-24-3291	5
283	福岡拘置所	福岡県福岡市早良区百道2-16-10	092-821-0636	5
284	小倉拘置支所	福岡県北九州市小倉北区金田1-7-2	093-561-4638	1
285	筑紫少女苑	福岡県福岡市東区大字奈多1302-105	092-607-5695	5
286	福岡少年院	福岡県福岡市南区老司4-20-1	092-565-3331	5
287	佐世保学園	長崎県佐世保市大塔町1279	0956-31-8277	5
288	人吉農芸学院	熊本県球磨郡錦町木上北223-1	0966-38-3102	5
289	中津少年学院	大分県中津市加来1205	0979-32-2321	5
290	大分少年院	大分県豊後大野市三重町赤嶺2721	0974-22-0610	5
291	沖縄少年院	沖縄県沖縄市山内1-13-1	098-933-4486	5
292	沖縄女子学園	沖縄県沖縄市山内1-14-1	098-933-7241	5
293	福岡少年鑑別所	福岡県福岡市南区若久6-75-2	092-541-7934	5
294	小倉少年鑑別支所	福岡県北九州市小倉南区葉山町1-1-7	093-965-1112	1
295	佐賀少年鑑別所	佐賀県佐賀市新生町1-10	0952-26-2281	5
296	長崎少年鑑別所	長崎県長崎市橋口町4-3	095-846-5600	5
297	熊本少年鑑別所	熊本県熊本市西区池田1-9-27	096-325-4131	5
298	大分少年鑑別所	大分県大分市新川町1-5-28	097-534-7576	5
299	宮崎少年鑑別所	宮崎県宮崎市鶴島2-16-5	0985-27-5566	5
300	鹿児島少年鑑別所	鹿児島県鹿児島市唐湊3-3-5	099-254-3347	5
301	那覇少年鑑別所	沖縄県那覇市西3-14-20	098-862-4606	5
302	矯正研修所	東京都府中市晴見町2-8	042-362-6041	5

コーネット詳細構成図

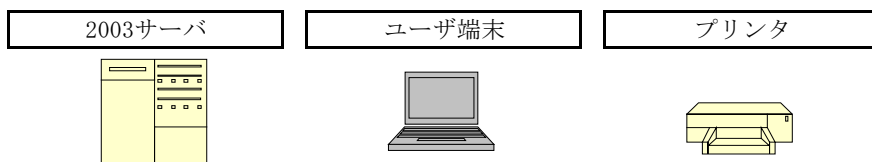
1 バックアップセンター



2 矯正局



3 矯正施設 (矯正研修所, 矯正管区, 刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 刑務支所, 拘置支所, 少年院, 少年院分院, 少年鑑別所及び少年鑑別支所)



4 矯正施設 (矯正研修所東京支所及び矯正研修所大阪支所)



別添 4

業務システム一覧

項番	システム名称	システム概要
1	給食管理システム	矯正施設の被収容者 <sup>(※1)</sup> の食料に関する事務処理(献立作成, 食材の在庫管理, 食材発注, 栄養管理等)を行うシステム
2	被収容者データ管理システム	矯正施設の被収容者の個人情報を取り扱う基幹システム
3	領置金・作業報奨(職業補導賞与)金管理システム	領置 <sup>(※2)</sup> 金・作業報奨(職業補導賞与)金の事務処理(受入れ・払出し, 入出所処理, 残高照会, 各種帳票作成等)を行うシステム
4	集団心理検査管理システム	心理検査に関する事務処理(得点の集計・分析, 得点分布・解釈結果の出力等)を行うシステム
5	購入物品管理システム	被収容者が購入を希望する物品に関する事務処理(集計, 発注, 各種帳票作成等)を行うシステム
6	領置物品管理システム	領置物品に関する事務処理(領置, 仮出し, 消耗, 宅下げ <sup>(※3)</sup> , 廃棄 <sup>(※4)</sup> , 仮留品 <sup>(※5)</sup> , 交付 <sup>(※6)</sup> 等)を行うシステム

※1 矯正施設に収容されている者

※2 被収容者の所持金品を国が保管する行為

※3 被収容者の願出により, 家族等の外部の者に領置した物品を送付等することによって, 引き取らせること。

※4 被収容者の願出により, 矯正施設内で不必要になった物品を廃棄すること。

※5 以下の場合において, 領置するか否かについて未定とすること。

- ・保存する価値がない場合
- ・保存することが不適當な場合
- ・郵送してきた物品で差出人が不明な場合
- ・受取人である被収容者が受取りを拒否した場合

※6 領置中の物品を矯正施設内で使用させるため, 被収容者に所持させること。